

第5章 生活排水処理基本計画

1. はじめに

(1) 生活排水処理の現状

① し尿・生活排水処理事業の歴史・経緯

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬、処理については、網野・久美浜町は、平成16年3月まで各町単独で行ってきた。一方、峰山・大宮・丹後・弥栄町は、昭和48年2月28日に設立された一部事務組合「竹野川環境衛生組合」で平成16年3月まで行ってきた。

平成16年4月、峰山・大宮・網野・丹後・弥栄・久美浜町の合併で市制が施行され、以降全ての一般廃棄物処理業務について本市で行っている。

② し尿及び浄化槽汚泥処理の流れ

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理の流れを図5-1-1に示す。

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、網野町内分については網野衛生センターに、峰山・大宮・丹後・弥栄町内分については竹野川衛生センターに、久美浜町内分については久美浜衛生センターに、それぞれ搬入している。

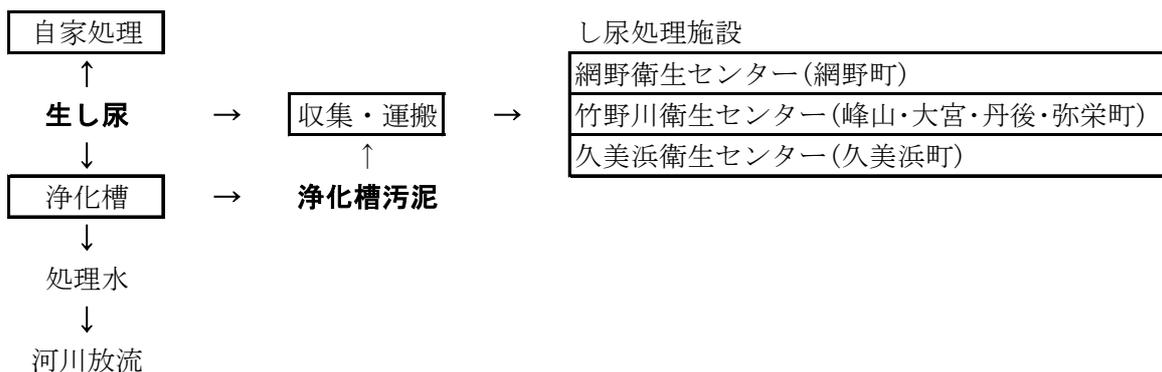


図 5-1-1 本市のし尿及び浄化槽汚泥の流れ

③中間処理・資源化・最終処分状況

本市のし尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）の概要を表 5-1-1～表 5-1-3 に示す。

表 5-1-1 し尿処理施設(網野衛生センター)の概要

施設名称	網野衛生センター	
所在地	京丹後市網野町高橋 524 番地	
竣工年月	昭和 62 年 3 月	
公称能力	36k1/日 (生し尿 34.4k1/日、浄化槽汚泥 1.6k1/日)	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋乾燥＋焼却
	臭気処理設備	酸洗浄法＋アルカリ洗浄法
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	10mg/l
	SS	10mg/l
	COD	30mg/l
	T-N	10mg/l
	T-P	1mg/l
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

表 5-1-2 し尿処理施設(竹野川衛生センター)の概要

施設名称		竹野川衛生センター
所在地		京丹後市弥栄町和田野 38 番地の 1
竣工年月		平成 11 年 3 月
公称能力		し尿、浄化槽汚泥 70k1/日 農集汚泥、公共下水汚泥 1.6m ³ /日
処理方式		標準脱窒素処理＋高度処理
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	標準脱窒素処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/l
	S S	10mg/l
	C O D	20mg/l
	T - N	10mg/l
	T - P	1mg/l
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	100 個/cm ³ 以下
運営管理		直営

表 5-1-3 し尿処理施設(久美浜衛生センター)の概要

施設名称	久美浜衛生センター	
所在地	京丹後市久美浜町湊宮 468 番地の 252	
竣工年月	平成元年 3 月	
公称能力	25k1/日	
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理	
主要設備概要	前処理設備	破砕機＋スクリーン
	主処理設備	二段活性汚泥処理＋凝集沈殿
	高度処理設備	オゾン処理＋ろ過＋滅菌
	汚泥処理設備	濃縮＋脱水＋焼却
	臭気処理設備	高濃度臭気：生物脱臭＋燃焼脱臭 中低濃度臭気：酸洗浄＋アルカリ洗浄 ＋活性炭吸着
処理水質	p H	5.8～8.6
	B O D	10mg/1
	S S	10mg/1
	C O D	30mg/1
	T－N	10mg/1
	T－P	1mg/1
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1,000 個/cm ³ 以下
運営管理	委託	

※平成 15 年 4 月以降、前処理後に下水道投入を行っている。

④生活排水処理施設（集合処理）の整備状況

本市における生活排水処理施設（集合処理）の整備状況を表 5-1-4 に示す。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設による処理が行われている。

表 5-1-4 生活排水処理施設(集合処理)の整備状況

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	備考
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	23,430人	平成7年度 ～平成27年度	
公共下水道	網野処理区 (網野町)	17,700人	平成16年度 ～平成37年度	
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	6,700人	平成6年度 ～平成21年度	
	丹後処理区 (丹後町)	8,679人	平成7年度 ～平成21年度	
	久美浜処理区 (久美浜町)	6,730人	平成4年度 ～平成27年度	
農業集落排水施設	佐濃南処理区 (久美浜町)	1,070人	平成18年度 ～平成23年度	
	川上南部処理区 (久美浜町)	513人	平成8年度 ～平成13年度	整備完了
	三重処理区 (大宮町)	410人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	森本処理区 (大宮町)	270人	平成9年度 ～平成13年度	整備完了
	成願寺処理区 (丹後町)	780人	平成6年度 ～平成9年度	整備完了
	和田野処理区 (弥栄町)	2,250人	平成元年度 ～平成4年度	整備完了
	黒部処理区 (弥栄町)	1,750人	平成4年度 ～平成6年度	整備完了
	溝谷・吉野処理区 (弥栄町)	3,360人	平成7年度 ～平成12年度	整備完了
漁業集落排水施設	砂方処理区 (丹後町)	570人	平成7年度 ～平成10年度	整備完了

(2)生活排水処理の実績

①排出量の推移

本市の生し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移を表 5-1-5 に示す。生し尿量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥量は増加傾向にあるが、生し尿・浄化槽汚泥の合計量としてはほぼ横ばいである。

表 5-1-5 生し尿及び浄化槽汚泥の排出（搬入）量の推移

	kl/年				
	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
生し尿量	41,977	40,668	40,487	38,538	36,591
浄化槽汚泥量	9,511	9,887	10,945	12,076	11,738
合計	51,488	50,555	51,432	50,614	48,329
生し尿原単位(1/人/日)	2.43	2.44	2.59	2.45	2.42
浄化槽汚泥原単位(1/人/日)	2.22	2.28	2.30	3.18	3.16

※浄化槽汚泥排出原単位は、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、農業集落排水施設人口（脱水処理まで行う和田野処理区、黒部処理区、溝谷・吉野処理区を除く）、漁業集落排水人口より求めた。

②処理経費

処理経費の推移を表 5-1-6 に示す。処理及び維持管理費は、平成 15 年度の中間処理費の増加を除くと、約 5 億円/年で推移している。

表 5-1-6 処理経費の推移

			単位：千円				
項 目			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	1,958	27,090	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	9,945	0	0	0	0
	調査費	0	0	20,779	0	0	
	小計	9,945	0	22,737	27,090	0	
処理及び維持管理費	人件費	132,443	135,058	119,920	63,451	107,517	
	処理費	収集運搬費	14,453	13,964	16,830	11,871	6,865
		中間処理費	139,311	124,558	346,046	135,691	170,951
		最終処分費	151	426	583	0	0
	車両購入費	5,354	6,322	4,599	0	0	
	委託費	213,238	219,253	204,961	280,069	255,919	
	その他	13,766	15,817	14,707	31	0	
小計	518,716	515,398	707,646	491,113	541,252		
その他	32,665	27,738	14,706	2,435	19,222		
合計	561,326	543,136	745,089	520,638	560,474		

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

(3) 関係法令・計画等

①国の廃棄物処理行政の動向

平成9年度より、下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの施設整備について、それぞれの特性を活かし連携して実施することにより、公共用水域の水質保全がより一層促進されると見込まれる市町村を認定し、関係省(国土交通省、農林水産省、環境省)が重点的に支援を行う「汚水処理施設連携整備事業」が実施されている。

平成17年4月、「地域再生法」が施行され、その中で、公共下水道・集落排水施設・浄化槽などに対し「汚水処理施設整備交付金制度」が地域再生基盤強化交付金の一つとして設けられた。地域の自主性・裁量性に基づき、国土交通省・農林水産省・環境省所管の汚水処理施設の整備を、相互に事業進度を調整しながら整備可能とすることなどにより、効率的な施設普及促進が図れることを目的としている。予算は内閣府に一括計上され、事業所管各省に移し替え執行される。また、既存の都道府県構想にとらわれず、現時点で最も効率的な整備手法が選択可能である。

②府の廃棄物処理行政の動向

京都府は、府内全域の水洗化施設の整備を計画的、効率的に実施し、快適な生活を営み、河川等の水質保全を図っていくため、平成17年3月、「京都府水洗化総合計画2005」を策定し、施策を推進している。

同計画では、整備目標を平成22年度末に94.2%、平成32年度末に99.3%として水洗化をほぼ完了する計画である。

③関係法令等

○浄化槽法(昭和58年法律第43号)

単独処理浄化槽は、汚濁負荷の大きい雑排水を未処理で放流するだけでなく、し尿による汚濁負荷も大きく、くみ取り便所を用いてし尿処理施設で処理される場合よりも逆に汚濁負荷を増大させるものであるため、公共用水域の保全に対して大きな弊害となっている。このため、生活排水対策への社会的意識の高まりに対応して、単独処理浄化槽の新設禁止のために平成12年6月に浄化槽法を改正し、平成13年4月より施行している。

また、平成17年5月には、「浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設」、「浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化」等に関する改正がなされ、平成18年2月より施行している。

○循環型社会形成推進交付金制度

一般廃棄物処理施設の整備において、3Rの推進や広域的処理の観点から、いままでの補助金制度に代り、平成17年4月、循環型社会形成推進交付金制度が創設、施行された。人口5万人以上または面積400km²以上の広域的地域を対象としている。

④生活排水処理技術の動向

○汚泥再生処理センター

衛生処理を目的としたし尿処理施設に替わり、資源化設備を備えた汚泥再生処理センターが平成9年より国庫補助の対象となった。

汚泥処理センターは、し尿、浄化槽汚泥及び生ゴミなどの有機性廃棄物を併せて処理すると共に、資源を回収する施設であり、水処理設備、資源化設備などから構成されている。

近年、公共下水道などの整備により、し尿は減少傾向にあるが、浄化槽汚泥など汚泥の比率が上がってきており、50%を超えるケースも多い。また、汲み取りし尿や浄化槽汚泥が薄くなる傾向があり、収集車両に浄化槽汚泥濃縮車を用いているケースもある。バキューム車の臭気についても、燃焼式、活性炭吸着＋水溶式などによる対策が行なわれている。し尿処理の整備方法として、し尿処理設備の一部の機能を省略し、下水道放流を行うケースも増加している。

資源回収としては、メタンガス化によるエネルギー・電力回収、汚泥などの炭化による土壌改良利用、排水からのリン回収、セメント原料としての利用などの検討が進められている。

○合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の技術の方向性としては、生物処理機能を向上させることによる設備のコンパクト化と水質の高度化がある。

水質規制の厳しい地域において、窒素・リン・浮遊物質など、BOD以外の項目の水質要求に対応する水質高度化がある。さらに、両方の要素（省スペース、水質高度化）に対応する浄化槽として、膜分離型浄化槽が実用化されている。

また、余剰汚泥の減量化も一つのテーマであり、膜分離活性汚泥法等の長い汚泥日齢（SRT）での運転による汚泥の自己酸化を進める方法、嫌気性処理の効率化等による汚泥の可溶化を図る方法などがある。その他、現在研究中の技術として、マグネシウム添加新活性汚泥法、余剰汚泥のオゾン処理法、好気性高熱細菌法、酵素や生物製剤を使用して汚泥の減量化を行う方法等の研究が進められている。

(4)問題点の整理と課題の抽出

①生活排水の排出時に関する課題

本市の生活排水処理率(水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口)は、平成17年度現在で29.5%となっており、生活排水処理施設の整備及び水洗化率のさらなる向上が求められる。

- ・公共用水域の保全のため、生活排水処理施設の整備及び水洗化率の向上が求められる。
- ・ディスポーザーの使用に関する検討が必要である。
- ・節水型衛生機器の普及促進に係る啓発が必要である。

②収集運搬に関する課題

収集運搬については、公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定されるなど、主に以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、し尿収集量・業務量の減少が想定される。
- ・し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努める必要がある。
- ・し尿収集は、委託による方法を基本としているが、一部直営で行っている。

③中間処理、最終処分に関する課題

し尿・浄化槽汚泥処理については、現在3箇所あるし尿処理施設にて処理が行われている。今後も安定した中間処理を行っていく上で、以下の課題がある。

- ・公共下水道や浄化槽の普及に伴い、搬入量の減少や汚泥の質の変化への対応が必要である。
- ・3箇所あるし尿処理施設のうち2箇所で老朽化が進んでおり、維持管理費のうち修繕費が増加している。下水道の進展に伴い、今後のし尿処理は減少傾向となるため、3箇所あるし尿処理事務等の一元的運営管理の方向性を検討し、合理的、効果的な処理(運営)を目指す必要がある。
- ・し尿、浄化槽、下水汚泥について、安定的、効果的な減量化を図るため、焼却処分のほか、資源の有効利用やコスト削減、地球温暖化防止の観点からも、民間委託も含めて汚泥のコンポスト化(堆肥化)を検討する必要がある。

2. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

本市では、生活排水による水質悪化が懸念されており、その対応の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。このようなことから、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指すものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発を行うとともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次のとおりとする。

- ①人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、下水道、農業集落排水等の施設の特徴をよく分析し、適切な施設の配置を図る。
- ②集落の形態をなしていない、分散して所在する家屋については、各戸または共同による合併処理浄化槽の普及を推進する。
- ③単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

3. 生活排水の排出の状況

本市における処理形態別人口の推移を表 5-3-1 に示す。

表 5-3-1 処理形態別人口の推移(実績)

単位：人

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
行政区域内人口	66,689	66,315	65,822	65,129	64,289
計画処理区域内人口	66,689	66,315	65,822	65,129	64,289
1.水洗化・生活雑排水処理人口	12,405	14,200	16,876	17,745	18,945
(1)合併処理浄化槽	5,983	6,369	7,483	6,957	6,760
(2)公共下水道	1,473	2,377	3,804	4,892	6,164
(3)農業集落排水施設	4,836	5,332	5,465	5,757	5,884
(4)漁業集落排水施設	113	122	124	139	137
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,092	4,615	4,551	2,376	2,329
3.非水洗化人口	49,192	47,500	44,395	45,008	43,015
(1)計画収集人口	47,242	45,631	42,773	43,126	41,358
(2)自家処理人口	1,950	1,869	1,622	1,882	1,657
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

行政区域内人口：各年度3月末人口

4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4-1 に示す。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1. 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本 市 個人等
2. 公共下水道	し尿及び生活雑排水	本 市
3. 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本 市
4. 漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本 市
5. 単独処理浄化槽	し尿	個人等
6. し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	本 市

5. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

先に、基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、本市では、生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口）の目標値を設定し、生活排水処理率の向上に努めることとする。本市では、平成 32 年度に生活排水処理率 84.9% を目標とし、目標達成のために、人口密集区域については、公共下水道事業等の集合処理による整備を進めるとともに、個別処理については補助事業による合併処理浄化槽の設置促進に努める。

また、非水洗化世帯及び自家処理世帯に対する広報・指導等により、集合処理型施設への速やかな接続、あるいは個別処理施設への切り替えを図るものとする。

表 5-5-1 生活排水の処理の目標

	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
生活排水処理率	29.5%	46.7%	84.9%

(2)人口の内訳

目標年度における計画処理区域内人口は、行政区域内人口と同等とする。本計画における行政区域内人口については、ごみ処理基本計画で設定した値を用いる。

表 5-5-2 人口の内訳

	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
1. 行政区域内人口	64,289 人	62,495 人	58,025 人
2. 計画処理区域内人口	64,289 人	62,495 人	58,025 人
3. 水洗化・生活排水処理人口	18,945 人	29,195 人	49,247 人

(3)生活排水を処理する区域及び人口等

本市における生活排水の処理形態別推計人口を表 5-5-3 に示す。

表 5-5-3 生活排水の処理形態別推計人口

単位：人

	現 在 (平成17年度)	中間目標年度 (平成22年度)	目標年度 (平成32年度)
行政区域内人口	64,289	62,495	58,025
計画処理区域内人口	64,289	62,495	58,025
1.水洗化・生活雑排水処理人口	18,945	29,195	49,247
(1)合併処理浄化槽	6,760	6,204	4,743
(2)公共下水道	6,164	16,349	35,450
(3)農業集落排水施設	5,884	6,458	8,870
(4)漁業集落排水施設	137	184	184
2.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,329	1,295	215
3.非水洗化人口	43,015	32,005	8,563
(1)計画収集人口	41,358	31,468	8,500
(2)自家処理人口	1,657	537	63
計画処理区域外人口	0	0	0

→生活排水処理形態別人口の推計：資料編 p2-5～p2-22

(4) 施設及びその整備計画の概要

本市における施設整備計画の概要を表 5-5-4 に示す。

表 5-5-4 施設整備計画の概要

施設名	計画 処理区域	計画 処理人口	整備 予定年度	事業費 見込み
公共下水道・特定環境保全公共下水道	峰山・大宮処理区 (峰山町・大宮町)	23,430人	平成7年度 ～平成27年度	28,785百万円
公共下水道	網野処理区 (網野町)	17,700人	平成16年度 ～平成37年度	12,570百万円
特定環境保全公共下水道	橘処理区 (網野町)	6,700人	平成6年度 ～平成21年度	3,681百万円
	丹後処理区 (丹後町)	8,679人	平成7年度 ～平成21年度	5,135百万円
	宇川処理区 (丹後町)	3,179人	平成22年度 ～平成26年度	1,370百万円
	久美浜処理区 (久美浜町)	6,730人	平成4年度 ～平成27年度	9,155百万円
農業集落排水施設	川上西部処理区 (久美浜町)	2,369人	平成22年度 ～平成27年度	2,967百万円
	佐濃南処理区 (久美浜町)	1,070人	平成18年度 ～平成23年度	1,158百万円
合併処理浄化槽	集合処理施設以外の 行政区域全域	市または個人等により整備		

6. し尿・汚泥の処理計画

(1) 生し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

生し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計は、生し尿及び浄化槽汚泥のそれぞれについて、計画1人1日平均排出量に各年の処理人口を乗じて求める（表5-6-2）。

計画1人1日平均排出量については、本市の過去5年の実績平均値を用いた。表5-6-1に計画1人1日平均排出量を示す。

表 5-6-1 計画1人1日平均排出量

	平成13年度～平成17年度 実績平均値	構造指針(参考値)
し尿	2.47 l/人・日	1.40 l/人・日
浄化槽汚泥(単独処理)	2.63 l/人・日	0.75 l/人・日
浄化槽汚泥(合併処理)		1.20 l/人・日

※浄化槽汚泥排出原単位は、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、農業集落排水施設人口（脱水処理まで行う和田野処理区、黒部処理区、溝谷・吉野処理区を除く）、漁業集落排水人口より求めた。

表 5-6-2 生し尿・浄化槽汚泥排出量の推計

(単位：kl/日)

	し尿量	浄化槽 汚泥量	合計
平成13年度	115.0	26.1	141.1
平成14年度	111.4	27.1	138.5
平成15年度	110.9	30.0	140.9
平成16年度	105.6	33.1	138.7
平成17年度	100.2	32.2	132.4
平成18年度	96.6	28.2	124.8
平成19年度	92.1	27.4	119.5
平成20年度	87.4	26.3	113.7
平成21年度	82.6	24.9	107.5
平成22年度	77.7	23.6	101.3
平成23年度	72.7	22.6	95.3
平成24年度	67.5	21.6	89.1
平成25年度	62.1	20.2	82.3
平成26年度	56.7	19.0	75.7
平成27年度	51.1	17.7	68.8
平成28年度	45.3	17.6	62.9
平成29年度	39.4	18.4	57.8
平成30年度	33.4	19.6	53.0
平成31年度	27.3	21.2	48.5
平成32年度	21.0	23.3	44.3

(2) 排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制に関する目標

生し尿については、公衆衛生の見地から、今後もその適正処理を進めるものとする。

浄化槽汚泥については、浄化槽の適正な管理により排出量を抑制していくことを目標とする。

② 排出抑制の方法

生し尿については、簡易水洗トイレの普及等により単位排出量が増加する傾向にある。また、浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽の普及により、今後、生し尿同様に単位排出量が増加することが考えられる。

よって、本市では浄化槽の保守点検・清掃・定期検査など、適正な維持管理について、今後も引き続き指導や検査を実施していく。

③ 再資源化の方法

生活排水施設から発生する汚泥は、単に処理処分するだけではなく、資源として有効利用すべきものであり、肥料・燃料・建設資材等の幅広い活用が考えられる。

しかしながら、全国的にみると、最終的にし尿処理汚泥となって乾燥や焼却後、埋立処分されているものが大部分であり、コンポストとして有効利用されている割合は低いのが現状である。

本市から排出されるし尿処理汚泥は、今後、堆肥化等による資源化の拡大についての検討を行っていく。

(3) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

本市におけるし尿の収集・運搬は、網野町内分については本市で行っており、その他の地区については本市が委託した業者で行っている。また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、本市が許可した業者で行っている。

当面この体制を維持していくが、収集・運搬量の減少が想定されるため、収集・運搬体制に関する見直しを適宜行いながら、安定したし尿の収集・運搬を行っていくことを目標とする。

② 収集・運搬の範囲・方法

収集・運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。収集・運搬は本市の事務とし、形態は生し尿については当面の間は直営及び委託業者、浄化槽汚泥については許可業者により行うこととする。なお、本市においては、近年ではし尿収集量の急速な減少は見られないものの、将来は減少すると予測される。しかし、収集・運搬は規模を縮小してでも継続していく必要がある。また、し尿の計画収集や口座振替の普及を推進し、事務処理経費の削減に努めていく。

③ 収集・運搬の量

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、収集・運搬量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-4 収集・運搬量の見込み

項目	年度	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
生し尿	(k1/年)	36,591	28,361	7,665
浄化槽汚泥	(k1/年)	11,738	8,614	8,505
合計	(k1/年)	48,329	36,975	16,170

→し尿、浄化槽汚泥量の推計：資料編 p2-23～p2-24

(4) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

本市から排出される生し尿、浄化槽汚泥の処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。

② 中間処理の方法及び量

し尿処理施設における処理は、現状どおり各し尿処理施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）において全量適正処理を行うものとする。なお、竹野川衛生センターにおいては、農業集落排水施設で発生する脱水汚泥及び公共下水道汚泥を受け入れることとする。

し尿処理施設の処理過程で発生するし渣・汚泥については、極力、堆肥化等による資源化を行い、その他の残渣はし尿処理施設内の焼却設備で焼却処理を行うものとする。

し尿・浄化槽汚泥排出量の推計に基づき、中間処理量の見込みを以下の通りとする。

表 5-6-5 中間処理量の見込み

項目	年度	現 在 (平成 17 年度)	中間目標年度 (平成 22 年度)	目標年度 (平成 32 年度)
生し尿	(k1/年)	36,591	28,361	7,665
浄化槽汚泥	(k1/年)	11,738	8,614	8,505
合計	(k1/年)	48,329	36,975	16,170
農業集落排水 施設脱水汚泥	(m ³ /年)	307	387	387

→し尿、浄化槽汚泥量の推計：資料編 p2-23～p2-24

③ 処理施設及びその整備計画の概要

将来の処理量は、公共下水道事業等の進捗に併せて減少傾向が予想される。しかし、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を行うために、規模を縮小してでも中間処理を継続していく必要がある。

また、規模縮小時には、現在 3 箇所あるし尿処理施設の一元化に関する検討を行っていく。

(5)最終処分計画

①最終処分に関する目標

各し尿処理施設の焼却設備より発生する焼却残渣は、現状どおり全量埋立処分を行うものとする。

②最終処分の方法及び量

焼却残渣の最終処分は、最終処分場にて全量埋立処分を行うものとする。

③処理施設及び整備計画の概要

ごみ処理基本計画の最終処分計画に準ずる。

7. その他

(1)広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

特に、台所での工夫等、家庭でできる排水対策を、地域での集会等を通じて周知を図るものとする。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃および定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

(2)地域に関する諸計画との関係

本市では、公共下水道計画等、地域の生活排水関連施設整備計画との整合性を図り、し尿および浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。

また、地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していくものとする。

(3)ディスポーザーの設置・使用への対応

生ごみの処理方法の一つとしてのディスポーザーの設置・使用への対応について、関係機関と調整し検討していく。